の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第十一条第一項」を「流通業務総合効率化促進法第十条第一項」に改め、同表第百三十三号中「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を「流通業務総合効率化促進法第十二条第一項（海上運送法の特例）又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に、「又は第三十五条第一項」を「若しくは第三十五条第一項」に、「おける同法」を「おける流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に、「認定又は」を「認定若しくは」に改め、同表第百三十九号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表第百四十号中「第八条」を「第十六条第一項若しくは第二項」に改める。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四条第一項に規定する総合効率化計画の変更の認定に係る変更登録又は事業計画の変更の認可に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（国土交通省設置法の一部改正）

第六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「（平成十七年法律第四十一号）」の下に「、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）」を加える。

（政令への委任）

第七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童扶養手当法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十七号

児童扶養手当法の一部を改正する法律

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「額にその児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ三千円（そのうち一人については、五千円）」を「額（次条第一項において「基本額」という。）に監護等児童のうちの一人（以下この項において「基本額対象監護等児童」という。）以外の監護等児童につきそれぞれ次の各号に掲げる監護等児童の区分に応じ、当該各号に定める額（次条第二項において「加算額」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童以外の監護等児童のうちの一人をいう。次号において同じ。）　一万円

二　第二加算額対象監護等児童（基本額対象監護等児童及び第一加算額対象監護等児童以外の監護等児童をいう。）　六千円

第五条の二第一項中「前条第一項に規定する手当の額」を「基本額」に、「規定による手当の額」を「規定による基本額」に、「当該手当の額」を「基本額」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、加算額について準用する。この場合において、同項中「平成五年」とあるのは、「平成二十七年」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年八月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十八年七月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第四条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第五条の二」を「第五条の二第一項及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改め、「この場合において」の下に「、同法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と」を加える。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九十七条第二項中「第五条の二」を「第五条の二第一項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、児童扶養手当法第五条の二第一項中「基本額」とあるのは「福祉手当の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十七号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。